

令和5年7月

第7回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎6階 第1委員会室

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	9番	石島 繁
10番	加園 秀信	11番	吉田 新一
12番	青木 道子	13番	飯岡 勉
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
16番	飯島 孝一	19番	飯野 和男
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

8番	大野 博司	17番	遠藤 道夫
20番	市村 元則		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|------|-------|---|
| 議案第 | 3号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| 議案第 | 4号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第 | 5号 | 現況証明の発行可否について |
| 議案第 | 6号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 | 7号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| 議案第 | 8号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| 議案第 | 9号 | 農地法第5条の規定による許可の取消について |
| 議案第 | 10号 | 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員の推薦について |
| 議案第 | 11号 | つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に係る意見について |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第5号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |
| | 報告第6号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、総会に入りたいと思いますが、総会開会に当たりまして、飯野会長より、開会に際しての御挨拶をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

令和5年第7回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

当市においても、先日の大雨による被害を受けている地区もあったようで、大きな被害が出ているというようなお話も伺っております。市に対しても迅速な対応と支援をしていただけるよう働き掛けていきたいと思います。また、今月中旬以降は梅雨も明けて本格的な暑さが続いていくと思われますので、体調管理には気を付けていただければと思います。

本日は本当に御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第7回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席8番大野博司委員、議席17番遠藤道夫委員、議席20番市村元則委員より欠席届が出されておりますので、報告いたします。

本日の出席委員数は18名で、定足数に達していることから、令和5年第7回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席7番對崎徳男委員、議席9番石島 繁委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号8番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号13番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号8番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 8 番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 7 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、既存耕作権が設定されており、その解約手続が未了のため、継続審議としました。

提出番号 3 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 4 番については、同じく水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 5 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜等を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番については、継続審議。3 番から 5 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

報告します。去る 7 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 6 番については、申請地には野菜を作付けしており、今後も野菜を作付けする予定です。

提出番号 7 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 6 番、7 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 7 月 6 日に行われました現地調査、並びに審議結果について御報告申し上げます。

提出番号 9 番については、申請者は、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 10 番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 11 番については、申請者は、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 9 番から 11 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思いますが、皆様方のなお一層の御審議をお願いいたします。

御報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 12 番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 13 番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地にはソバを作付けする予定です。

提出番号 17 番、18 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稻を作付けしており、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 12 番から 18 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る 7 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 19 番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 20 番については、水稻、花卉、野菜を作付けする農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 21 番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 19 番から 21 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号 2 番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 2 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号2番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

提出番号2番については、青木委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号2番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番、3番から7番、9番から21番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第1号の提出番号1番、3番から7番、9番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番、3番から7番、9番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番、3番から7番、9番から21番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題としたいと思います。が、提出番号3番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号14番と一体の事業であることから、議案第2号の審議から提出番号3番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号３番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る７月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る７月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市外で一人暮らしをしておりますが、生まれ育った故郷で余生を過ごしたいと思い、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号２番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在の住居を息子夫婦に贈与することから、新たに自己用住宅を建築すべく申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る7月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農用地区域内農地です。

申請者は、農業と発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をされたものです。下部農地には引き続きソバを栽培する予定で、許可期間については令和5年9月16日から令和8年9月15日までの一時転用となります。

提出番号6番については、農用地区域内農地です。

申請者は、農業と発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をされたものです。下部農地には引き続き水稻を栽培する予定で、許可期間については令和5年7月13日から令和8年7月12日までの一時転用となります。

以上のことから、提出番号5番、6番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、提出番号3番を除いて、報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

提出番号1番、2番、4番から6番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号の提出番号1番、2番、4番から6番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号1番、2番、4番から6番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番、2番、4番から6番について、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和5年1月18日付け、つくば農委指令第4号を以て建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和5年2月16日付け、つくば農委指令第10号を以て物流倉庫用地として農地法第5条の許可を受けましたが、転用用途は変わらず、事業者を変更するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号2番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、令和5年5月12日付け、つくば農委指令第20号を以て農地法第5条の許可を受けましたが、駐車場兼資材置場として申請地を借り受けました、発注者からの追加工事が発生しましたことから、一時転用期間を延長すべく、事業計画変更の申請を願うものです。

以上のことから、提出番号3番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上、御報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る7月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、令和5年1月16日付けつくば農委指令第3号をもって農地法第5条の許可を受け、建て売り住宅用地として申請地を取得しましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更をするものです。

以上のことから、提出番号４番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第３号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について及び議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号８番及び議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号３番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第４号及び議案第１号の提出番号８番及び議案第２号の提出番号３番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号６番、７番については、議事参与の制限案件に該当しますので、６番、７番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号1番、2番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く倉庫業を営む法人です。今般、市内やその周辺で高まる倉庫需要にも対応すべく、申請地を取得し、物流倉庫用地として申請するものです。なお、完成した後の物流倉庫は、別の業者に貸す予定となっております。

許可後の利用方法は、敷地内の高さを均等にするため盛土等を行い、鉄骨造2階建ての物流倉庫2棟を建設する予定です。資金については自己資金で賄い、茨城県の埋立て等に関する事前協議をはじめとする事業者の変更に係る各種関係法令協議は終了しております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を持つ清掃管理業を営む法人です。市内での受注増加に加え、より現場に近い場所に作業車両の駐車場を確保し、事業の効率化を図るべく、申請地を取得し、作業車両の駐車場用地として申請するものです。なお、転用に際しましては、北側の山林と一体で利用する計画となっております。

許可後の利用方法は、出入口に金属チェーンを設置し、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、5t吸引車1台、4t吸引車3台、資材運搬車両2台と従業員用の駐車場9台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、高速道路の管理事業を営む法人です。現在施工中の圏央道の4車線化工事に

に伴い、一時的に工事用地として使用するため申請地を借り受けるもので、令和5年8月1日から令和7年7月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、原状復旧のために、まずシートを敷き、その上を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理の上、複数の大型のクレーンが作業できるように整地する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持つ太陽光発電事業を営む法人です。電力の固定価格買取制度を用い、事業を拡大するため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲った上、275Wパネルを324枚設置する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の実家住まいですが、独立した生活を送るべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、8年前から県外で飲食店を個人で経営しておりましたが、両親が高齢となり、実家のある県内で新たに飲食店を開業すべく、申請地を取得し、飲食店用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置き、市内でも保育園を経営している社会福祉法人です。今般、市内の人口増加に伴い需要が増加しているため、申請地を借り受け、保育園用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資に加え、補助金で賄う計画で、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号3番から5番、8番から11番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定及び第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る7月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、申請地の農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、申請地の隣接地で電子部品製造業を営む法人です。現在、

既存で利用している駐車場について、土地所有者から返却の申出を受けたことから、申請地を新たに取得し、駐車場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、駐車場部分は浸透性アスファルト舗装、資材置場部分は碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理及び南側に調整池を設けた上で、普通自動車45台、貨物車両2台分のスペースを確保し、ドラム缶60個、廃ケーブル500kgを置く計画です。資金については自己資金で賄う予定で、関係法令協議は整っております。

提出番号13番と議案第1号の提出番号8番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地は、農用地区域内農地となっており、申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設を設置すべく、議案第1号の提出番号8番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請をするもので、提出番号13番については、発電設備の支柱部分について使用貸借権を設定するために農地法第5条の一時転用申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

また、下部農地では、県外に本店を置く農地所有適格法人がサカキを栽培する計画となっております。

許可後の利用方法は、275Wパネルを324枚設置、遮光率は76%、最低地上高を2m、支柱の間隔を3.5m×3.5m確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号、提出番号4番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま

す。また、提出番号12番、13番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番と議案第2号、提出番号3番については、一体事業であるため一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産賃貸業を営む個人事業者です。今般、申請地に隣接する市街化区域内でアパート経営を計画していることから、申請地を取得・転用し、入居者のための駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲み、全面をアスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車26台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 15 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 16 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 17 番については、申請に必要な書類が整っていないために継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 17 番については継続審議。議案第 2 号、提出番号 3 番と提出番号 14 番から 16 番については、一般基準に適合の上、第 2 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当いたしますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 18 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 18 番については、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る 7 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 19 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協

議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、農家住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で調剤薬局を営む法人です。現在、既存で利用している駐車場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をパイプフェンスで囲い、全面をアスファルト舗装し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通乗用車6台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号19番から23番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号8番及び議案第2号の提出番号3番及び議案第4号の提出番号1番から5番、8番から23番の説明及び報告が終わりました。

提出番号17番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号17番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号17番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号17番については、雨貝委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号、提出番号17番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号8番及び議案第2号の提出番号3番及び議案第4号の提出番号1番から5番、8番から16番、18番から23番について、審議に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号8番及び議案第2号の提出番号3番及び議案第4号の提出番号1番から5番、8番から16番、18番から23番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号8番及び議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号3番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から5番、8番から16番、18番から23番について、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号6番、7番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

（雨貝洋子委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号6番、7番について、谷田部地区において調査を行っておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

報告します。去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。提出番号6番、7番については、同一事業者のため一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、いずれも第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持ち、申請地に隣接する市街化区域内に新たな事業所があるファッション事業及び倉庫業を営む法人です。事業所の開設に伴い、既存敷地内に設けた駐

車場だけではスペースが不足するため、申請地を借り受け、従業員用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、いずれも周囲をパイプフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、普通自動車164台分と183台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号6番、7番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号6番、7番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号6番、7番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号6番、7番について、青木委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号6番、7番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

（雨貝洋子委員 復席）

議長（飯野 和男）

なお、提出番号3番、6番、7番、11番、12番につきましては、30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、平成12年以前よりポンプ場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、1番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、平成12年より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荻崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る7月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

提出番号4番については、農業用機械等により簡単に耕作が可能となる土地であると判

断いたしました。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲に該当しないとの結論になりました。

提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、耕作されず山林状態となっており、再生利用が困難な状態となっています。

提出番号6番については、耕作されず山林状態となっており、再生利用が困難な状態となっています。

提出番号7番については、耕作されず山林状態となっており、再生利用が困難な状態となっています。

提出番号8番についても、耕作されず山林状態となっており、再生利用が困難な状態となっています。

以上のことから、提出番号5番から8番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、昭和60年頃より資材置場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号9番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る7月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、平成元年頃より資材置場として利用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号11番については、平成10年以前より宅地として利用しており、現在991-5と991-7については宅地、1001-1と1001-2については碎石敷きの工場跡地となっております。

以上のことから、提出番号10番、11番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号4番は証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号4番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号4番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号4番については、蛸原委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号4番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番から3番、5番から11番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番から3番、5番から11番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から3番、5番から11番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番から3番、5番から11番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

それでは、議案第6号及び第7号を一括して議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書27ページになります。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について、御説明いたします。

こちらは、いずれも市長より令和5年6月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

議案第6号につきましては、提出番号1番、豊里地区で4年と3か月間の賃借権を設定するものとなっております。

以降、提出番号29番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区2件、谷田部地区8件、茎崎地区11件、大穂地区4件、桜地区4件となっております。

続きまして、議案書31ページになります。

こちら議案第7号の説明に移らせていただきます。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号7番までのとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区1件、茎崎地区2

件、筑波地区3件となります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号及び議案第7号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号及び議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号及び議案第7号の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定いたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書33ページになります。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年6月20日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で7年1か月間の賃借権の設定を行うものです。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 8 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 9 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区で調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告のをお願いいたします。

吉田新一委員

去る 7 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番について説明いたします。

提出人は、令和 5 年 1 月 16 日付けで農地法第 5 条の許可を受けましたが、計画を取りやめるため、譲渡人と連名で許可の取消しを願い出るものです。

現地を確認したところ、許可時の状況と変わりなく、土地の登記も変更がないことから、許可の取消しをしても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第9号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第9号について、許可を取り消すことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 農地法第5条の規定による許可の取消については、許可を取り消すことに決定いたします。

議案第10号 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

では、議案書35ページとなります。

議案第10号 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員の推薦について、御説明いたします。

つくば市農業基本計画につきましては、本市の農業、農村のあるべき姿や将来目指すべき方向性やその実現方策を明確にした農業施策の新たな指針として、平成27年度に策定されました。

その後、令和2年度に見直しが行われ、計画期間が令和6年度に満了することから、今年度、新たに第3次のつくば市農業基本計画策定懇話会を立ち上げ、計画の見直しを行う予定とのことです。

今回、市長より、農業委員の中から1名、懇話会委員の推薦を求められております。推薦に当たっては、積極的に女性委員を登用する観点から女性委員の推薦を求められており、6月28日に開催した運営委員会で協議をした結果、青木委員を推薦すべきとの結論になりましたが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員に青木道子委員を推薦することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員の推薦については、青木道子委員を推薦することに決定いたします。

議案第11号 つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に係る意見
について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に係る意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書36ページとなります。

議案第11号 つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に係る意見についてを御説明いたします。

こちらは、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行されたことで、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改正されたことから、つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についても改定をするものでございます。

改定の内容としましては、1番、地域計画策定のための協議の場の開催に関する考え方、参加者及び将来的な考え方について追記をしたもの、2番、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備や支援の実施に関することについて追記したものとなっております。

改定に当たっては、市長より農業委員会としての意見を求められており、具体的な改定内容については、各地区の現地調査会でお配りした資料のとおりでございます。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり改定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に係る意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書37ページから56ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問等はございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。

その他

議長（飯野 和男）

その他の報告ですが、先月24日に、茎崎地区の圃場で実施した農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の本橋委員長より報告をお願いいたします。

本橋文男委員

遊休農地対策専門委員会より、農地再生チャレンジ事業について報告をいたします。

6月24日に、大井地内の圃場において、一般来場者137名、農業委員、推進委員、計44名に御参加いただき、4年ぶりのジャガイモの収穫体験及び収穫作業を行いました。

当日は、暑い中、作業に御協力いただき、誠にありがとうございました。おかげさまで多くのジャガイモが収穫でき、公立保育所、つくばこどもの青い羽根学習会、児童養護施設などに提供することができました。遊休農地再生及び収穫したジャガイモの有効活用が

図れたことについて、委員の皆様に御礼申し上げます。

遊休農地対策専門委員会からの報告は以上です。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

次に、毎年7月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より報告をお願いいたします。

青木道子委員

情報提供専門委員会より、「農委だよりつくば」第59号について報告いたします。

内容としては、6月24日のジャガイモの収穫体験及び収穫作業の様子を表紙にして、会長挨拶の他、農業者に必要な情報を掲載しました。

また、新たな取組として、市内の若手就業者のインタビュー記事を掲載しました。こちらは今後も連載を予定しておりますので、御紹介いただける方がありましたら、情報提供をお願いします。

内容の修正等については、最終校正の段階ですが、お気づきの点がありましたら事務局までお知らせ願います。

よろしくお願いします。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第7回総会を閉会いたします。

【午後2時55分 閉会】

議長 長

農業委員会委員

農業委員会委員